

(令和4年7月26日改定)

(令和5年8月9日改定)

いわて就職氷河期世代活躍支援
プラットフォーム
事業実施計画

令和2年12月

いわて就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム

目次

趣旨	3
1. 計画期間	4
2. 支援対象者	4
3. 岩手県の現状と目指すべき方向性	4
4. 目標及びKPI	5
(別表工程表参照)	
5. 地域就職氷河期世代支援加速化交付金事業の実施	6

いわて就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム事業実施計画

趣旨

- いわゆる就職氷河期世代（概ね1993年（平成5年）～2004年（平成16年）に学校卒業期を迎えた世代を指す。以下同じ。）は、現在、30代半ばから40代半ば（2020年4月1日現在、大卒で概ね38歳～49歳、高卒で概ね34歳～45歳）に至っているが、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、新卒一括採用をはじめとした流動性に乏しい雇用慣行が続いてきたこともあり、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にある、社会参加に向けて支援を必要とする状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。
- このように、就職氷河期世代への支援は喫緊の課題であることから、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定。）において就職氷河期世代の活躍促進に向けた取組をとりまとめるとともに、厚生労働省においても、厚生労働大臣を本部長とする「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」において、「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」（令和元年5月29日とりまとめ。以下「支援プラン」という。）を策定し、就職氷河期世代が抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、正規雇用化をはじめとして、同世代の活躍の場を更に広げられるよう、3年間で集中的に取り組むこととしている。
- また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定。）において、令和4年度までの3年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和5年度からの2年間の位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる方針が定められている。この方針に向けた施策の具体化を図るため「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」（令和4年12月27日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定。）が策定され、各地域での支援対象者の就労・社会参加を実現することとされている。

これらの第二ステージを含めた取組により、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については30万人増やすことを目指すとされている。
- 岩手県においては、支援プランに基づき、県内の関係機関を構成員とし、県内の就職氷河期世代の活躍支援策をとりまとめ、進捗管理等を統括する「いわて就

職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」(以下「いわてPF」という。)を令和2年7月30日に設置した。

ついては、就職・正社員化の実現をはじめとする同世代の活躍の機会が広がるよう、いわてPFにおいて「いわて就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム事業実施計画(以下「いわてPF計画」という。)を策定し、就職氷河期世代の方々の実態やニーズに沿った必要な支援を行うとともに、各界一体となった当該世代の支援に関する気運を醸成する取組等を推進していくこととする。

1. 計画期間

- 令和2年12月14日～令和7年3月31日までとする。
- いわてPF計画の着実かつ効果的な推進を図るため、個々の取組や進捗状況をいわてPF事務局にて把握するとともに、取組の進捗を踏まえた今後の施策展開の方向性等を協議する。その進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直すこともあり得る。

2. 支援対象者

- 次の①～③に掲げる方々を支援対象者とする。支援に当たっては、就労を希望される方には正社員化及び正社員就職の実現を目指すものであるが、個々人の希望や意欲・能力に応じた雇用形態や待遇の実現及び社会参加へ向けた支援が図られることや、①～③の類型にかかわらず各支援機関が連携して取り組むことが重要である点に留意する必要がある。
 - ①不安定な就労状態にある方(推計6,200人)
 - ・ 正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている方
 - ・ 前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する失業中の方など
 - ②長期にわたり無業の状態にある方(推計3,498人)
 - ・ 無業の方のうち求職活動をしていない方で、家事も通学もしていない方など
 - ③社会参加に向けた支援を必要とする方(ひきこもりの方など)
 - ・ ひきこもりの状態にある方、生活困窮に陥っている方など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている方

3. 岩手県の現状と目指すべき方向性

- 岩手県内における支援対象者の現状については、総務省の「就業構造基本調査

(2017年)」を基にした推計¹によると①不安定な就労状態にある方6,200人(人口比4.0%)②長期にわたり無業の状態にある方3,498人(人口比2.3%)と推計されている。③社会参加に向けた支援を必要とする方については、支援対象者個人ごとに抱える事情や状態が異なり、必ずしもただちに就労に向かうことが本人にとって望ましいとは限らず、就労支援の対象として数量的にとらえることにそもそもなじまないことから、推計対象としていないが、今後、支援対象者の実態やニーズを明らかにしていくことが必要である。

- これらの方々の当面の目標は、働くことや社会参加など多様であり、また生活の基盤を置く地域の実情も多様であることから、個々人の状況に応じた支援メニューを積極的に届けていかなければならない。そのためには、当事者やその家族の置かれている状況やニーズをしっかりと受け止めるという姿勢を、社会全体に浸透させるよう取り組んでいくことが不可欠である。
- 支援対象者である「不安定な就労状態にある方」、「長期にわたり無業の状態にある方」、「社会参加に向けた支援を必要とする方(ひきこもりの方等)」は明確に区分できない場合も想定され、その状態も時とともに変化していくものであることから、当事者とその家族を中心とした柔軟な支援を行うためには、関係機関が連携して、多様で複合的な課題やニーズに対応する必要がある。
- これらを踏まえ、就労や処遇の改善、社会参加を促す中で、必要な人に必要な支援が届く体制を構築するために、いわてPFのみならず、他の関係機関とも連携して取り組んでいくこととする。

4. 目標及びKPI²

(1) 目標

- ①正規雇用を希望しながら不安定な就労状態にある方について現状よりも良い処遇を目指すため、第二ステージを含めた期間において支援対象者の正規雇用者数

¹ 資料出所：総務省「就業構造基本調査(2017年)」

JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状^③」

・「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており、かつ、現在の雇用形態に就いている理由について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者

・「長期にわたり無業の状態にある方」：非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。就業構造基本調査の公表値ではないため、JILPTが特別集計したデータを利用している。

² KPI：重要業績評価指標(Key Performance Indicator)の略。目標の進捗を把握するための指標。

を3,300人³以上増やすことを目標とする。

「就業構造基本調査（2017年）」における35歳から44歳までの不安定就労者数は、全国で54万人、うち岩手県は6,200人であることから、「経済財政運営と改革の基本方針2,019」にもりこまれた「就職氷河期世代支援プログラム」の目標である30万人の約1.1%に当たる3,300人とする。（就業構造基本調査の集計年齢に合わせて目標を設定しているため、就職氷河期世代の年齢層と一致していない。）

②長期にわたり無業の状態にある方については、当事者や家族の希望に応じた支援により、就職活動へ踏み出す支援と就労等の職業的な自立を促す支援につなげることを目指す。

③社会参加に向けた支援を必要とする方については、支援対象者の状況等を把握し、一人一人の状況に合わせた、就労に限らない多様な社会参加につながる支援体制の構築を目指す。

（2）KPI

別表の工程表のとおり。

5. 地域就職氷河期世代支援加速化交付金事業の実施

別表のとおり

³ 総務省「就業構造基本調査（2017年）」等より

「不安定な就労状態にある方」岩手県6,200人／全国541,700人×100÷1.1%
30万人（国の目標）×1.1%=3,300人（岩手県の3年間の目標）

実施主体	事業名・事業内容
岩手県	地域就職氷河期世代支援加速化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ e-ラーニング講座 ・ 職場見学会・動画制作 ・ 企業向けセミナー
盛岡市	地域就職氷河期世代の就職・定着支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職氷河期世代を対象とした専門相談員を「もりおか就職氷河期世代サポートデスク」として若者サポートステーションに1名増員 ・ 就職氷河期世代を雇い入れた事業所に対する支援金の支給 ・ 就職・定着支援事業の周知広報の強化 ・ 就職氷河期世代とその採用を歓迎する事業者との面談会の開催（盛岡公共職業安定所との共催）
一関市	就職氷河期世代就労移行訓練事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職氷河期世代無業者へのセミナー等の開催、就労移行訓練の実施、就業体験ツアーの開催（U・Jターン対象者） ・ 就労移行訓練事業所（企業）の確保（ジョブトレーナーの配置、受け入れ環境整備） ・ 就労移行訓練事業の広報周知、就労移行訓練事業所（企業）の活用、就労移行訓練事業の成果検証